

\* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

### 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和5年度予算)

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.7千万円

(歳出) ・社会保障施策経費 3億7千万円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	24,428	17,088	7,340
	高齢者福祉事業	48,051	39,970	8,081
	児童福祉事業	50,407	14,019	36,388
	ひとり親福祉事業	546	270	276
	小計	123,432	71,347	52,085
社会保険	介護保険事業	66,279	4,141	62,138
	国民健康保険事業	52,283	24,495	27,788
	後期高齢者事業	42,458	10,068	32,390
	小計	161,020	38,704	122,316
保健衛生	保健衛生事業	73,920	28,862	45,058
	予防事業	14,528	407	14,121
	小計	88,448	29,269	59,179
合計		372,900	139,320	233,580

\* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。